

■ 物的担保の種類

法定担保	約定担保
典型担保	
留置権	質権
他人の物を占有する者が、その物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまでその物を留め置くことができる権利のこと。弁済を間接的に強制することができる	債権者が債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を占有し、債務者が債務を弁済しない場合にその物から優先弁済を受けられる権利のことをいう。動産質、不動産質、権利質の3種類がある。質権は担保目的物を債権者に引き渡すので、譲り渡すことができない物を目的物とすることはできない
先取特権	抵当権
法律の定める一定の債権を有する者が、債務者の財産から他の債権者に優先してその債権の弁済を受けることができる権利のことをいう。一般先取特権、動産先取特権、不動産先取特権の3種類がある	担保目的物である不動産の占有を債権者に移転させずに、他の債権者に優先してその債権の弁済を受けることができる権利のこと。設定・管理が容易なこと、抵当権の設定が当事者の合意と登記でできること、担保権が実行されたときに高額な回収を見込めるなどから最も一般的に利用される
非典型担保	譲渡担保
	目的物の所有権その他の財産権を債権に譲渡し、一定の期間内に債務を弁済するときにこれを再び債務者に戻す担保のことをいう。動産に設定する場合を動産譲渡担保、債権に設定する場合を債権譲渡担保、変動する複数の動産の集合体に譲渡担保を設定する場合を集合動産譲渡担保、債務者が現に有しまたは将来有する債権に一括して譲渡担保を設定する場合を集合債権譲渡担保とい

A 保証とは、主たる債務者の信頼や債務者の支払能力を補う手段として、第三者が重ねて債務を支払う責任を負うことの合意をい、保証を行なう第三者のことをいいます。

Q6 「保証」とはどのようなものですか。

方当事者に対して取引実施に先立ち一定の金銭を預託し、当事者が金銭債務を履行しない場合には、債権者となる相手方当事者が預託されている金銭から弁済充当を受けることができるようになります。

相殺予約……将来一定の事由が生じたときに、当事者が予約完結権（相手方の承諾を得たず予約を本契約へと強制的に移行させれる権利）行使することにより、相殺の効果を発生させる合意のこと。

代理受領……債権者が債務者に対する債権を確保するために、第三債務者に対する債務者の債権について、債務者から委任を受け、第三債務者からの弁済を代理で受領し、受領した金銭を自己の債権の弁済に充てる合意のこと。

法に定めのない約定担保（譲渡担保、所有権留保など）を「非典型担保」といいます（左表）。

- ・取引先から支払猶予の要請があったとき
- ・長期プロジェクトの開始時などが挙げられます。

取引先との与信リスクを軽減する

担保・保証に関する実務対応 Q&A



取引先との信用強化のために、担保・保証を要求する、があります。知識がないと、思惑と異なる契約を結んでしまうケースもあるでしょう。担保・保証の基礎知識と実務上のポイントをQ&A形式で解説します。

湊総合法律事務所
弁護士

久保 真衣子

A 担保とは、債務者の弁済により債権が回収できない場合（債務不履行）に備えて、あらかじめ債務者に一定の財産を提供させ、債権回収をより確実にするための手段をいいます。

担保には、

- ・物的担保……不動産、動産、債権などに設定するもの
- ・人的担保……主債務者以外の第三者が債務を負担する保証

A 担保には、主に債務の弁済が得られないときに、担保目的物の競売等により得られた金銭から、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる効力（優先弁済的効力）があります。

また、先取特権、質権、および抵当権には、担保目的物の売却・賃貸・滅失または損傷によって、債務者が受け取ることができる金銭等（売買代金、賃料、保険金等）から優先的に回収する性質（物代位性）があります。

A 物的担保には、一定の要件のもとで法律上当然に発生する「法定担保」（留置権、先取特権）と、当事者間の契約により成立する「約定担保」があります。

そのうち、民法に定められた法定担保および約定担保（質権、抵当権）を「典型担保」といい、民法に定めのない約定担保（譲渡担保、所有権留保など）を「非典型担保」といいます（左表）。

A まずは、取引先の具体的な要件（担保の種類、金額、提供条件など）を確認します。

そして、自社の財務状況や既存の担保提供状況等を確認し、提供可能な担保の範囲やリスクを内部で検討します。

次に、取引先の財務状況や信用情報を収集し、リスクを洗い出し把握したうえで、担保提供の必要性や妥当性を判断します。必要に応じて、弁護士や税理士などの専門家にアドバイスを求め、専門的な視点からリスク評価や契約条件の検討を行ないましょう。

最後に、その情報を基にして担保提供の可否や交渉の方向性などを対応方針を決定し、取引先と交

Q1 どのようなときに担保や保証が求められますか。

A 担保・保証が求められるのは、主に、

- ・取引を新規に開始するとき
- ・取引額を増加させるなど取引条件を変更するとき

A 「物的担保」には、どのようなものがありますか。

A 物的担保には、一定の要件のもとで法律上当然に発生する「法定担保」（留置権、先取特権）と、当事者間の契約により成立する「約定担保」があります。

A 事実上担保的機能を有する手段としては、以下のものが挙げられます。

- ・保証金取引……金銭債務を負担する」となる当事者が、相手

Q2 担保とは何ですか。

A 担保とは、債務者の弁済により債権が回収できない場合（債務不履行）に備えて、あらかじめ債務者に一定の財産を提供させ、債権回収をより確実にするための手段をいいます。

A 担保には、主に債務の弁済が得られないときに、担保目的物の競売等により得られた金銭から、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる効力（優先弁済的効力）があります。

また、先取特権、質権、および抵当権には、担保目的物の売却・賃貸・滅失または損傷によって、債務者が受け取ることができる金銭等（売買代金、賃料、保険金等）から優先的に回収する性質（物代位性）があります。

Q3 「物的担保」には、どのようなものがありますか。

A 物的担保には、一定の要件のもとで法律上当然に発生する「法定担保」（留置権、先取特権）と、当事者間の契約により成立する「約定担保」があります。

A 事実上担保的機能を有する手段としては、以下のものが挙げられます。

- ・保証金取引……金銭債務を負担する」となる当事者が、相手

Q4 物的担保には、どのような効力や性質がありますか。

A 担保には、主に債務の弁済が得られないときに、担保目的物の競売等により得られた金銭から、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる効力（優先弁済的効力）があります。

A 担保には、主に債務の弁済が得られないときに、担保目的物の競売等により得られた金銭から、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる効力（優先弁済的効力）があります。

また、先取特権、質権、および抵当権には、担保目的物の売却・賃貸・滅失または損傷によって、債務者が受け取ることができる金銭等（売買代金、賃料、保険金等）から優先的に回収する性質（物代位性）があります。

Q5 担保以外で、実際の取引において、事実上担保的機能を有する手段はありますか。

A 連帯保証とは、保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担することをいいます。

A まずは、取引先の具体的な要件（担保の種類、金額、提供条件など）を確認します。

そして、自社の財務状況や既存の担保提供状況等を確認し、提供可能な担保の範囲やリスクを内部で検討します。

次に、取引先の財務状況や信用情報を収集し、リスクを洗い出し把握したうえで、担保提供の必要性や妥当性を判断します。必要に応じて、弁護士や税理士などの専門家にアドバイスを求め、専門的な視点からリスク評価や契約条件の検討を行ないましょう。

最後に、その情報を基にして担保提供の可否や交渉の方向性などを対応方針を決定し、取引先と交

渉を行ないます

交渉過程において、①分割して担保を提供することの提案、②取引の初期段階のみ保証を提供し一定期間後に見直しを行なう条件の

なお、担保を実行するための競売申立費用は、100万円程度になるケースも少なくありません。

⑨ 抵当権を設定する場合に留意することはありますか。

定する場合に留意する」とはありますか。

A (集合) 債權讓渡担保設定契約

(集合) 債権譲渡担保を設定する場合に留意することありますか。

設定、③担保として提供できる資産が複数ある場合に価値が高く自己にとつてはリスクの低い資産の優先的提案、④担保や保証に変えて追加のサービスや取引条件の提案、⑤担保や保証の提供に対するリスクを取引先と共有する方法の提案等も試みましょう。

取引先に担保や保証を求める場合などはどのように選択すればよいですか。

易さ、現金化の容易性とコスト、自社の要求条件とのマッチの視点等を考慮し判断するようになります。

討することになります。債務者が卸売業者の場合は、在庫商品である集合動産が売却されると売掛債権に代わります。そのため、集合動産だけではなく、売掛債権にも譲渡担保を設定することを検討する必要があります（動産譲渡担保と債権譲渡担保の一般的な留意点はQ10・Q11参照）。

実態が反映されていない場合には、登記変更が必要となる場合もあります。

(ある目的物の占有者がそれを元に置いたまま占有を他者に移すこと)による方法と、動産及び権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条1項に基づく動産譲渡登記を設定する方法とがあります。

占有改定は公示を伴わず、真権利者が誰であるかを外形上判断することができないため、後者の方が望ましいと考えます。

合に備え、第三債務者による相殺^(※)や同時履行の抗弁権の主張の可否性についても確認しておくことなどを望ましいと考えます。

Q 12 在庫商品（販売在庫・原料在庫）に担保を設定する場合に留意することはありますか。

機械設備等(機械設備・什器備品)に担保を設定する場合に留意することはありますか。

A 機械設備等には、質権が動産譲渡担保を設定することが考えられます。占有移転が不要な動産譲渡日保証にて通常で

譲渡担保を設定するのが通常で、機械設備等は、リース契約の対象であることや割賦販売契約により所有権留保が付いていたりすることが多いので、固定資産台帳等を取得時期などを確認し、実物に他に記載された担保権を示すシール等が貼られたいないかを仔細なごとに見直す。よ。

していないかを写真などと一緒に記録をしておくことが大切です。

予想金額から諸経費を引いて算出します。金融機関から借り入れをする場合は、担保価額の変動リスクなどを踏まえて、この価格に70%～95%を掛けた額が上限額となることが一般的です。

A 保証は、親戚関係や友人関係から義理で引き受けることが多いため、場合によっては留意する必要があります。

くば　まいこ 慶應義塾大学法科大学院修了。2018年12月弁護士登録後、一般民事系法律事務所を経て現事務所に所属。企業法務全般を取り扱う傍ら、非常勤助教として母校の後輩指導を行なう。